

けんこう

平成28年度に乳がん検診・子宮頸がん検診の対象で受診できなかった方へ

対象の方には5月末まで受診できる「奇数年齢特例受診許可証」を発行します。

- ▶ **対象** 平成28年度内に偶数年齢になった女性で、平成28年度に乳がん・子宮頸がん検診を受診していない方(乳がんは40歳以上、子宮頸がんは20歳以上)
- ▶ **持参物** 身分証明書(保険証や運転免許証など)、印鑑
- ▶ **申込み** 5月31日までに区役所保健子ども課または健康づくり推進課(☎361-2145)へ

風しん抗体検査

無料

～妊娠前のあなたができる母子感染予防～

授かる大切な赤ちゃんを生まれつきの心臓奇形、白内障、難聴から守るため、妊娠前の方の風しん抗体検査(血液検査)を無料で行います。

- ▶ **実施期間** 4月1日～来年3月31日
- ▶ **対象** 妊娠を希望する女性とパートナーなど
※過去に風しん抗体検査・予防接種を受けた方、風しんに罹患した方は対象外。
- ▶ **申込み** 申込書を持参か郵送またはファクス(371-5172)で〒862-0971中央区大江5丁目1-1感染症対策課へ。申込み後に受診券をお渡しします
※申込書は感染症対策課窓口、市ホームページからダウンロードできます。
- ▶ **受診方法** 希望する医療機関に検査日時を相談し検査を受けてください。当日は受診券、本人確認ができるもの(健康保険証・運転免許証など)を提示してください

※検査の結果抗体価が低かった場合は、風しん予防接種費用の一部助成があります。
(感染症対策課 ☎364-3189)

肺炎は死亡原因第3位！ 肺炎に効果のある予防接種をうけましょう

高齢者の方に成人用肺炎球菌予防接種(ニューモバックスNP)の費用を一部助成します。過去にこの予防接種を受けた方は対象外です。

- ▶ **期間** 4月1日～来年3月31日
- ▶ **対象** ①平成29年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
※4月に通知はがき(予防接種助成券)をお送りします。
②60歳以上で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがある身体障害者手帳1級相当の方(身体障害者手帳の提示などが必要)
- ▶ **場所** 「熊本市成人用肺炎球菌予防接種実施医療機関」の紫のステッカーが貼ってある医療機関(市外で接種する場合は事前に手続きが必要です)
- ▶ **持参物** 通知はがき(予防接種助成券)※①の方のみ、保険証、運転免許証、障害者手帳など接種対象者であることが確認できるもの
- ▶ **費用** 4,600円
- **接種対象の方で次の方は医療機関に所定の書類を医療機関に提示すると費用が免除になります**
 - ・ 保護世帯の方
→ 保護証明書・緊急時医療依頼証
 - ・ 中国残留邦人等に対する支援給付受給者
→ 本人確認証
 - ・ 住民税非課税世帯の方
→ ①～④のいずれかひとつ
①感染症対策課が発行する自己負担免除対象者用予診票(事前の申請が必要です。感染症対策課へお尋ねください。申請書を郵送します)
以下のいずれかの書類をすでにお持ちの方は①の申請を省略できます。
②介護保険料決定通知書または納付通知書(7月までは平成28年度、8月以降は平成

29年度の通知書で所得段階が1～3段階の記載があるもの)
③介護保険負担限度額認定証
④後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証
②～④の書類がない場合は①を発行しますので感染症対策課へご連絡ください。自己負担免除のために、②～④の書類の再発行や発行はできません。
※接種後に本市から自己負担分の払い戻しはできません。
(感染症対策課 ☎364-3189)

救急車の適正利用にご協力を

本市では、平成28年中25台の救急車で40,233件の救急出場に対応しました(昨年より3,926件の増加)。この中には入院や通院のための利用や緊急性が低いケースもあります。



ただし、次のような場合は、重大な病気の可能性があります。すぐに救急車を呼んでください。

- ・ 突然の激しい頭痛
 - ・ 顔半分が動きにくい
 - ・ 手足に力がはいらない
 - ・ ろれつが回らない
 - ・ 胸や背中中の激痛
 - ・ 急な息切れや呼吸困難
 - ・ 胸が締め付けられる、または圧迫される
 - ・ 急に意識がなくなった など
- 救急車は「いのちをつなぐ」乗り物です。
市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。
(救急課 ☎363-2360)

75歳になった方は後期高齢者医療被保険者になります

○後期高齢者医療制度の対象となる方

・ 75歳になると今まで加入していた、国民健康保険や社会保険を脱退し、新たに後期高齢者医療制度に加入することになります(加入手続きは不要)。満75歳になる月の前月20日前後に、保険証を送付します。(例:4月生まれの方は、3月20日前後に簡易書留で郵送)

・ 65歳から74歳までの方で一定の障がいがある方は、申請を行い認定を受けると後期高齢者医療制度に加入できます。
※一定の障がいがある方とは、障害基礎年金1級・2級に該当する方、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級および4級の一部の方、療育手帳A1・A2の方、精神障害者保健福祉手帳1級・2級を持つ方が対象です。
※一定の障がいに該当する方の加入(障害認定の申請)は任意です。障害認定による加入は、手続きをするといつでも申請でき、いつでも撤回できます。ただし、過去にさかのぼって撤回することはできません。

○各種認定証の交付手続き

非課税世帯の方には、医療費の自己負担や入院時の食事代が軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、人工透析などの医療を受けている方には「特定疾病療養受療証」の発行ができます。希望する方は、区役所、総合出張所の窓口で申請が必要です。

○保険料は毎年7月に算定し、通知します

年度途中で75歳になる方には、誕生月の翌月中旬に保険料決定通知書を送付します(4～6月生まれの方には7月に保険料決定通知書を送付します)。

○保険料の納め方

保険料は特別徴収(年金差引)または普通徴収(納付書または口座振替)で納めることになります。加入当初は普通徴収となり、順次特別徴収への切り替えを行います。

○高額療養費の受け取りのための口座登録

医療機関に支払った医療費が高額になった場合に発生する高額療養費の払い戻しは、銀行や郵便局の口座を一度登録すると、登録後は自動的に払い戻しが出来ます(払い戻しは診療月の約3か月後)。
口座登録は、区役所または総合出張所の窓口で手続きをしてください。

保険料の仮算定通知書を送付します

4月から新たに特別徴収となる方に、4月・6月・8月の保険料の仮算定額を通知します。すでに特別徴収されている方には、昨年の7月に通知しています。
詳しくは、区役所区民課へ。